

## 草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、草津市政の透明化の推進および公正な職務執行の確保に関する条例（平成20年草津市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

### (不当要求行為等)

第3条 条例第2条第7号に規定する規則で定める言動は、次に掲げるものとする。

- (1) 暴力行為
- (2) 脅迫もしくはこれに類する行為
- (3) 正当な理由もなく面会を強要する行為
- (4) 乱暴な言動により他人に嫌悪の情を抱かせる行為
- (5) 正当な権利行使を仮装した違法な手段または社会常識を逸脱した手段による金銭または権利を不当に要求する行為
- (6) 正当な手続によることなく、作為または不作為を求める行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の保全、庁舎等における秩序の維持および職員等の事務事業の執行に支障を生じさせる行為

### (審査会の会長)

第4条 条例第12条に規定する審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故のあるとき、または欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### (審査会の会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議の議長は、会長をもって充てる。

3 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会に関する委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(法令遵守監)

第7条 条例第15条第2項に規定する法令遵守監は、コンプライアンスに対する総合調整役として、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) コンプライアンスの状況を把握し、コンプライアンス意識の浸透を図るとともに、コンプライアンスの体制整備の調整および総括を行うこと。
- (2) コンプライアンスの推進および不当要求行為等への組織的な対応を図るための各部からの相談業務を行うこと。
- (3) コンプライアンスに関し、必要な指導および助言その他コンプライアンスのために必要な措置を講ずること。
- (4) 新たに推進責任者となった者その他必要があると認める者に対し、少なくとも毎年度1回、コンプライアンスに関する研修を実施すること。

(コンプライアンス対策会議)

第8条 条例第15条第2項に規定するコンプライアンス対策会議（以下「対策会議」という。）は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 特に重大な損害を与えるおそれのある不正な要望等または不当要求行為等を伴う要望等についての総合的な対策に関すること。
- (2) コンプライアンスの推進に関する重要な情報の伝達または調整に関すること。
- (3) 不当要求行為等への対応に関すること。
- (4) その他対策会議が必要と認める事項

(対策会議の組織および運営)

第9条 対策会議の構成員は、部長会議の構成員（草津市庁議規程（平成6年草津市訓令第6号）第4条に定める者をいう。）のうち市長を除く者および法令遵守監をもって充てる。

2 対策会議に会長を置き、副市長をもって充てる。

3 対策会議は、必要に応じて会長が招集する。この場合において、会長が必要と認めたときは、第1項の規定にかかわらず、必要な職員または関係機関の者を招集することができる。

4 緊急に不当要求行為等の対応方針を協議検討する必要がある場合には、会長は、当該不当要求行為等に関係する一部の対策会議の構成員もしくは必要な職員または関係機関の者のみで対

策会議を開くことができる。

(幹事会)

第10条 コンプライアンスの推進ならびに不正な要望等および不当要求行為等への組織的な対応を図るため、対策会議に幹事会を置く。

2 幹事会の幹事は、職員等のうちから法令遵守監が指名する者をもって充てる。

(審査会、対策会議および幹事会の庶務)

第11条 審査会、対策会議および幹事会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第12条 この規則で定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。